第1章 計画策定にあたって



第1 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速に進んでおり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。地域や家庭での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会の在り方も大きく変わってきています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者などの孤立死、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、生活困窮の拡大など、様々な課題が出てきています。住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけで十分な対応をすることが難しくなっています。

このような状況下において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、町民の福祉意識を高め、地域福祉活動を通して新しい支え合いのまちづくりを進めることが求められています。神戸町においては、ボランティアやNPO法人などの活動が活発化し、福祉をはじめさまざまな地域活動を通じた新たなつながりが現れ、自分たちの課題は自分たちで解決しようという動きも生まれています。特に、地域コミュニティにおける地域福祉活動は、支援活動以上に、地域社会のつながりを築く一つの方策として重要視されてきています。地域福祉に関する住民意識調査では、多くの人たちがボランティア活動への参加意向を示しているように、福祉意識は徐々に高まってきており、自分の居場所・存在意義を感じられる場所としても地域福祉活動の存在は大きくなってきています。

2. 地域福祉計画と法制度

平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会の在り方として、住民同士の支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第4条に明記され、第107条に「市町村地域福祉計画」に関する規定が設けられました。

これに基づき、本町では平成20年3月に「神戸町地域福祉計画(計画期間:平成20年度~平成24年度)」を、同年5月に「神戸町地域福祉活動計画(同年度)」、平成25年3月には「第2期神戸町地域福祉(活動)計画(計画期間:平成25年度~平成29年度)」を策定しました。

従来の地域のコミュニティ機能が脆弱化するなどの地域の変化と、少子高齢社会が進行する中、地域住民が支える社会福祉に変えていくためには、従来の法律等の制度に基づいたサービスに加え、ボランティアや近隣による支援といった地域住民の参加と行動が不可欠となっています。このような地域をあげて取り組むための指針となる計画が地域福祉計画です。

he dreates dreates dreates dreates dreates dreates dreates dreates dreates dreates

◎社会福祉法 (抄)

〔昭和26年法律第45号〕

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者 (以下「地域住民等」という。) は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
 - 2 地域住民等は、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が 抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若 しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する 課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とす る地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される上での各般の課題 (以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以 下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

- 第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係 機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
 - (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互 に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地 域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を遺体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

※太字は、今回改正に係る部分

3. 平成29年社会福祉法改正

地域福祉計画策定の根拠法である社会福祉法は、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築をめざし、平成29年6月に改正されました。

今回の改正における地域福祉計画関連での改正事項は、第107条の改正により、当計画の策定が任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、高齢者、障がい者、児童等と福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけるものとされました。

また、計画に定める事項として、新設された第106条の3に関する事項が追加されています。その内容は、①地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるよ

うな地域づくりの取組、②さまざまな相談を「丸ごと」受け止める場の整備、③相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としており、「地域共生社会」の実現に向けた取組を市町村に促しています。この実現には、厚労省が示す改革工程においては、今後、課題や論点を抽出しながら検討、見直しを行い、2020年代初頭に全面展開できるように体制整備を図ることとしており、これを見越して、第3期計画には地域共生社会への取組を盛り込んでいくことが求められています。

◎社会福祉法 (抄)

[昭和26年法律第45号]

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下 「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
 - (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
 - 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるように努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析および評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※太字は、今回改正に係る部分

4. 地域福祉活動計画

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を目的とする団体」として位置づけられています。この社会福祉協議会が中心となって策定する住民の福祉に関する活動計画が地域福祉活動計画です。

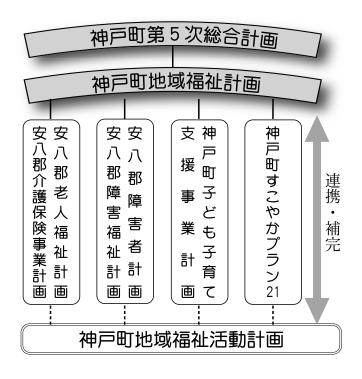
地域福祉計画が行政計画として、また社会福祉活動計画は住民活動計画として、地域福祉の推進を目指すことを考えると、両計画が密接に連携することが重要であり、地域福祉推進のための基盤や体制を作る地域福祉計画と、それを実行するための住民の活動・行動の在り方を定める地域福祉活動計画は、いわば車の両輪と言えます。

そのため、町及び町社会福祉協議会は、一体となって地域福祉を推進するため、意識調査や住民懇談会を協働して行い、計画の推進にあたっても協働して推進していくことから、第2期計画より、両計画を一体化して策定することとしました。

第2 計画の位置づけ

神戸町地域福祉計画は神戸町第5次総合計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、当計画で基本理念として掲げる「人と人 心と心をつなぐ まちづくり」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。特に、今般の社会福祉法改正で、町の福祉分野の上位計画との位置づけが明確となったことから、地域福祉という視点から、高齢者、障がいのある人、子育て家庭などの分野をつなぐ、包括的な計画となります。

図1-1 神戸町地域福祉計画の位置づけ



なお、地域福祉活動計画は社会福祉協議会としての計画であるため、地域福祉計画と一体的に策定するものの行政計画とは一線を画することとなりますが、連携補完する関係となります。

第3 計画の期間

神戸町地域福祉(活動)計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第4 計画の策定方法

地域福祉(活動)計画は、公民協働で策定する計画であり、その策定プロセスが重要です。 そのため、次のような体制・手法を採り入れ、町と地域福祉の推進役である社会福祉協議会 とが連携して策定を進めます。

1. 計画の策定体制

町及び町社会福祉協議会により構成する策定部会において計画(案)を作成し、策定委員会での検討及び審議を経て、計画を策定します。

2. 住民意識調査の実施

本計画策定のための基礎資料を得ることを目的に、町内にお住まいの20歳以上の人を対象として、アンケートを実施しました。この調査は、高齢者・障がいのある人・児童の保護者等に対して過去に行った「何をしてほしいか」という設問ではなく、「神戸町の福祉を今後どのように推進していくべきか、また、地域福祉の推進に関してどのような参画が得られるのか」について意見や可能性を聞いており、地域(住民)のために「何ができるか」を問うことをねらいとして実施しました。また、地域の福祉課題や地域住民の福祉意識についてもお聞きしました。

3. ボランティア団体等からの意見・要望の聴取

ボランティア団体をはじめとする地域福祉活動を行っている団体や、今後の地域福祉活動が期待される団体等の意見・要望をお聞きするために、主に記述式のアンケートを行いました。アンケート配布は40団体・法人、回答は34団体・法人でした。

4. 住民懇談会の実施

地域住民が自らの思いや意見を素直に出し合い、地域の課題や特性を明確にしていくため、住民懇談会を開催しました。今回の住民懇談会は、生活支援体制整備事業で実施した「支え合いの地域づくり勉強会」の第2回会議を充て、4校区に分かれて地域福祉関係者から提起された地域課題について、意見交換を行いました。

5. パブリックコメントの実施

広く町民・事業者等の皆さんから多様な意見・情報・専門知識を提供していただくため にパブリックコメントを実施しました。

第1章 計画策定にあたって

hateretactiful for the trade of the trade of trade o

6. 計画の進行管理

町及び社会福祉協議会は、策定委員会を活用し、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」の進捗状況を報告・検討します。また、社会福祉大会、広報などを通じて、地域福祉の浸透を図ります。